

鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県内に所在する中小企業又はグループが行う、新商品・新サービスの事業化又は商品等の新たな生産・提供方式の導入に向けた調査及び研究開発を段階的に支援することによる県内産業の活性化を図ることを目的に交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の対象者は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 次の要件を全て満たす者

- ア 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条に定める中小企業者であること。
- イ 鳥取県内に本店、支社、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有するとともに、鳥取県内において主体的に事業化に向けた調査・研究開発に取り組む能力を有すること。
- ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業(以下「風俗営業等」という。)を営む者ではないこと。
- エ 次の要件をいずれも満たすこと。

(ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)ではないこと。

なお、個人事業主の場合は暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。

(イ) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

(2) 次の要件を全て満たすグループ(本号のウは「産学共同プロジェクト」のみ必須)

- ア 事業の開始から終了するまでの間、前号のウ及びエを満たす2者以上で構成されており、かつ前号のア及びイを満たす者が1者以上含まれること。
- イ 当該研究グループの構成員の中から、前号の要件を全て満たす者を本補助金の申請・実績報告事務や専用口座による各種支払い事務、事務を統括しての管理運営等を行う代表企業として1者選定していること。
- ウ 鳥取県内に事務所を有し、研究開発等を実施する研究者が所属する大学・公設試等が1者以上含まれること。

本事業における大学とは、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人及び私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が設置する大学をいう。

・事業における公設試等とは、国立高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人及び地方独立行政法人であって試験研究に関する業務を行うもの、国及び地方公共団体の試験研究機関等、公益社団法人、公益財団法人、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、TLO(技術移転機関)、第三セクター(地方公共団体が出資又は出捐している一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を含む。))並びに会社法人(第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について(平成26年8月5日付総財公第102号自治財政局長通知))のこと

をいう。

また、次のいずれも満たす一般社団法人、一般財団法人は、公設試等を含む。

(ア) 役員（理事・評議員等）に大学の役員、教職員や前記の公設試等の役員、職員及び地方公務員が複数含まれる。

(イ) 定款等にもものづくり産業又は技術等の振興に資する目的や事業を定めている。

（補助金の交付）

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表1に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に取り組む前条に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。ただし、開発しようとする新商品又は提供しようとする新サービスが、風俗営業等に該当する場合又は公序良俗に反すると認められる場合は、本補助金を交付しない。

2 本補助金の額は、別表2の第1欄に掲げる補助メニューの区分に応じて、補助事業に要する同表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第3欄に定める率を乗じて得た額以下（千円未満の端数は切り捨てる。）とし、上限は同表の第4欄に定める額とする。また、補助対象経費の額の下限は、同表の第5欄に定める額とし、事業実施期間は、同表の第6欄に定める期間とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

第5条 本補助金の交付申請は、規則第5条の申請書に様式第1号による補助事業実施計画書及び様式第2号による補助事業収支予算書を添えて、産業振興課長が別に定める日までに別表3第3欄に掲げる者に提出して行うものとする。

2 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（審査）

第6条 審査は鳥取県補助金等審査会（鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金審査会。以下「審査会」という。）において行う。

2 審査会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置するものとする。

3 審査方法については、別に定める審査基準に従い、調査・研究開発の対象となる新商品・新サービス等の内容及び調査・研究開発手法の妥当性等について審査を行う。

（交付決定の時期等）

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から90日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は第5条第2項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から、当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
 - (2) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更
- 2 第7条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。
 - 3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号及び様式第2号とする。

(進捗状況報告の時期等)

第9条 補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、各年度の9月30日現在における補助事業の進捗状況を、当該年度の10月15日までに、様式第4号により知事に報告しなければならない。ただし、当該年度の9月30日までに補助事業を完了、中止又は廃止したときは、この限りではない。

- 2 補助事業者は、規則第17条第3項の規定による進捗状況を、各年度の翌年度の4月15日までに、様式第4号により知事に報告しなければならない。

(現地調査等)

第10条 知事は、前条第1項の報告により、提出された書類を審査し、必要に応じて補助事業の進捗について、指定した職員により現地調査をさせることができるものとし、状況に応じて事業の進捗を促すものとする。

- 2 知事は、前条第2項の報告があったときは、指定した職員により現地調査等を行わせるものとする。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から15日を経過する日までに行わなければならない。

- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第5号及び様式第2号によるものとする。
- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(補助金の支払い)

第12条 知事は、補助対象経費が適正に支出されていると認めた場合、交付決定額の範囲内で補助事業者の補助対象経費の支払実績額に対応する補助金を補助事業者へ支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は補助事業者から次項の規定により、補助事業にかかる経費について現地調査前の補助金の概算払（以下「調査前概算払」という。）を請求されたときは、その内容を審査し、適切と認められる場合は、原則として鳥取県の一会計年度に1回に限り、交付決定額の範囲内で補助事業者が申請する額を支払うことができるものとする。
- 3 補助事業者は、調査前概算払を受けようとするときは、本補助金に係る専用口座を設けた上で、様式第7号の調査前概算払請求書、様式第8号の資金収支計画書及び当該専用口座の預金通帳の写しを知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、第2項の規定による調査前概算払を受けた補助事業者について、補助対象経費が適正に支出されていると認められ、調査前概算払額と実績額との間に過不足がある場合は、補助金の過払額の返還の請求又は不足額の支払いを行うものとする。
- 5 調査前概算払を受けた補助事業者は、補助事業期間中は第3項に規定する専用口座を調査前概算払の受け入れ、補助対象経費の支払い及び補助事業実施のための自己資金の預け入れ以外の用途に

用いてはならない。

6 規則第20条第1項の申出は、様式第9号により行うものとする。

(財産の処分制限)

第13条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加の価格が30万円以上の財産

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 規則第25条第2項の規定による承認を受けるに当たっては、処分の事前に様式第10号により申請するものとする。

4 第7条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(補助事業の報告等)

第14条 商工労働部長は必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の状況について報告又は発表をさせることができる。

(雑則)

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は平成26年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成27年7月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、平成27年6月30日以前に交付決定した事業は、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は平成28年6月2日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は平成30年4月19日から施行する。

附 則

1 この要綱は令和元年5月10日から施行する。

附 則

1 この要綱は令和2年3月24日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。

鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金事業計画書

<調査支援型・研究開発支援型（研究開発／産学共同プロジェクト）>

実施主体の概要

- ・ 企業・団体名
- ・ 代表者職・氏名
- ・ 会社設立年月日
- ・ 本社住所（本社が県外のときは県内の事業拠点の住所も併記すること）
〒

- ・ ホームページアドレス
- ・ 電話番号・ファクシミリ番号
- ・ メールアドレス（担当者）
- ・ 担当者職・氏名
- ・ 業種（組合の場合は種類を記載すること）
- ・ 資本金・出資金（千円）
- ・ 従業員数（人）
- ・ 過去2年間の業績

区分	売上高（千円）	営業利益（千円）
年 月期		
年 月期		

- ・ 主な株主と比率（%）
- ・ 主な取引先
- ・ 現在の事業の概要

（注）グループで申請する場合は、グループ構成員全員の概要を本様式により提出すること。

1 研究テーマ

テーマ：		
(該当する戦略的推進分野)		
<input type="checkbox"/> 環境・エネルギー	<input type="checkbox"/> 次世代デバイス	<input type="checkbox"/> バイオ・食品関連産業
<input type="checkbox"/> 観光ビジネス	<input type="checkbox"/> 健康・福祉サービス関連産業	<input type="checkbox"/> まちなかビジネス
<input type="checkbox"/> コミュニティビジネス	<input type="checkbox"/> 農林水産資源ビジネス	<input type="checkbox"/> 次世代サービス

2 補助金申請額 (円単位で記入)

(1) 調査支援型

_____ 円 × 2 / 3 = _____ 円 (千円未満切捨)

※補助対象経費の合計額

※上限額：100万円

(2) 研究開発支援型

_____ 円 × 1 / 2 = _____ 円 (千円未満切捨)

※補助対象経費の合計額

※上限額：研究開発 500万円、産学共同プロジェクト 1,000万円

3 補助事業の期間

交付決定日から (12 か月・24 か月・() か月)

※1 最長期間 調査支援型 12 か月 研究開発支援型 24 か月

※2 補助事業の期間は余裕をもって設定すること (期間を延長するときは、期間終了前に変更手続きが別途必要となる)。

4 調査・研究の内容

(1) 開発したい新製品、進出したい新分野、新たに提供したい新サービスの内容

--

(注) 自社の既存の製品・サービスあるいは競合他社の製品・サービスと比べて優れている点、アイデアとして新しい点など、特長となることを必ず記入すること。

(2) 課題、必要性

--

(注) (1) で書いた内容を実現するに当たり、どんな問題や課題があつて、なぜこの調査・研究を行う必要があるのか、具体的に記入すること。

(3) 調査・研究の方法及び使用する設備・器具など

--

(注) (2) で書いた問題や課題を解決するためにどんな調査や研究を、どこで、どのように、何を使って、どの程度の数量や規模で調査・研究するのか、具体的に記入すること。

(4) 研究開発体制

ア 自社（グループ）内の役割分担・担当業務

所属部署	役職・氏名	役割・担当業務	今回の調査研究に係る資格、経歴等（修士・博士号等）

イ 調査・研究の一部を外部企業に委託する時の委託内容

委託先企業名	所在地	委託内容

(注) 県外企業への委託費は原則として補助対象経費への計上は認められない。計上を希望する時は、県外発注理由書（様式第2号-2）に理由を記し、県の審査を受けこと。

ウ 専門機関との協力体制

専門機関名	役職・氏名	内 容

(注) 今回の調査・研究開発を実施するに当たり、共同研究をしたり、設備・器具を借用したり、技術や専門知識の指導等を受ける予定のある機関（大学、高専、県産業技術センター、県産業振興機構等）があれば記入すること。相手担当者が未定のときは「役職・氏名」欄は空白で可。

(5) スケジュール及び実施場所

実施項目	時期	実施する者	場所

(注) (3) で書いた研究内容をどんなスケジュールで実施するのか記入すること。

(6) 目標

--

5 事業化の見通し

(1) 事業化の時期 _____ 年 _____ 月頃 / 未定

(2) ターゲット

(3) 競合製品・サービスとの優位性、特許・実用新案・意匠権の有無等

(4) 流通経路・販売戦略・営業戦略

(5) 販売目標

(注) 調査支援型の申請をする場合、現時点での想定でよいので記入すること。

6 他の補助金の活用の有無

有 無

※1 他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに「レ」をすること。

※2 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

7 添付書類

次に掲げる書類を各1部添付すること（添付したら□に「レ」をすること）。

(1) 全ての申請者が添付する書類

補助事業の収支予算書（様式第2号-1）

申請者の登記簿謄本（写しで可。個人事業主の場合は不要。）

申請者の直近2期分の決算書（写しで可。個人事業主の場合は確定申告書の写し。）

申請者の概要が確認できる書類（パンフレット、ホームページの写し等）

鳥取県が課税する全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことが確認できる書類（納税証明書等）

補助対象経費の積算根拠となる見積書の写しや製品カタログの写し等

(2) 上記(1)に加え、グループで申請する場合に添付する書類

次の事項を定めたグループの会則、規約等及びそれらを制定した事実が確認できる設立総会の議事録写し等。

①代表企業 ②役割分担 ③経費負担 ④構成員の加入・脱退要件 ⑤グループ内のルール（補助事業で生じた知的財産権の帰属等）

(3) 補助対象経費に県外企業への委託費がある場合に添付する書類

県外発注理由書（様式第2号-2）

様式第2号-1 (第5条、第8条、第11条関係)

鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金収支予算(決算)書
 <調査支援型・研究開発支援型(研究開発/産学共同プロジェクト)>

1 収入の部

(単位:円)

	金額	備考
自己資金		
借入金		資金の調達先:
補助金		補助金上限・補助対象経費下限に注意 (千円未満切捨)
その他		
合計		補助事業に要する経費の合計と一致すること

2 支出の部

(単位:円)

経費区分	内容 (名称、単価、数量を記載、 委託費は委託先住所を記載)	補助事業に 要する経費	補助対象 経費	備考
〇〇〇費				
〇〇〇費				
〇〇〇費				
その他の 経費	〇〇〇費			
	〇〇〇費			
合計				

(注) 1 複数年度にまたがる場合は、年度ごとの資金計画を添付すること。(様式は任意)

2 県外企業に発注する委託費があるときは、県外発注理由書にその理由を記載すること。
 (補助金交付申請、変更申請時のみ)

県外発注理由書

経費区分	経費の内容	発注 事業者名	発注先 所在地	当該経費に係る 県内事業者の状況	県内発注できない理 由、県外発注でなけ ればならない理由

様

鳥取県知事

年度鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金（ 型）交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で、申請のあった鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「 年度鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金」とし、その内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

算定基準額	金	円
交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金交付要綱（平成26年5月19日付第201300209414号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第7条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 様

住所
企業・団体名
代表者職氏名 印

年度鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金（ 型）進捗状況報告書

年 月 日付第 号で交付決定を受けた事業について、年 月 日現在の進捗状況を、鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金交付要綱第9条第 項の規定により、別紙のとおり報告します。

別紙（様式第4号）

1 補助事業の進捗状況

補助金等の名称	年度鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金
研究開発テーマ	
事業内容	①実施した内容 ②事業成果（ 年 月 日現在） ③今後の予定

（注）実施した内容について簡潔に記載すること。

2 予算の執行状況

（単位：円）

	算定基準額	交付決定額
交付決定		
前年度までの実績		
本年度の実績		
今後の執行予定		

- （注） 1 実績報告書の収支決算書に準じた明細（任意の様式で可）を添付すること。
 2 不要な欄は削除すること。

様式第5号（第11条関係）

鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金事業報告書
＜調査支援型・研究開発支援型（研究開発／産学共同プロジェクト）＞

1	研究テーマ	
2	事業期間 年 月 日～ 年 月 日	
3	今回実施した事業の内容	
4	事業内容の成果	
5	今後の事業化に向けた計画	

（注）記載できない場合は、別途別紙に記載すること。

鳥取県知事

様

住所
企業・団体名
代表者職氏名

印

年度仕入控除税額確定報告書

鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金交付要綱第11条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|-----|---------------------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の確定額及び補助対象経費の額 | | |
| (1) | 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| (2) | 補助対象経費の額 | 金 | 円 |
| 2 | 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額） | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（ $3 - 2 > 0$ の場合） | | |
| | 1の(1) | | |
| | $(3 - 2) \times \frac{\quad}{1の(2)}$ | 金 | 円 |

※別紙として積算の内訳を添付すること。

鳥取県知事

様

住所
 企業・団体名
 代表者職氏名

印

年度鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金に係る調査前概算払請求書

年 月 日付第 号により交付決定を受けた 年度鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金について、鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金交付要綱第12条第3項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

交 付 決 定 額	円
支 払 希 望 額	円
支 払 希 望 時 期	年 月 日
調査前概算払を希望する理由	
口 座 情 報	銀行名： 支店名： 種 別： 口座番号： ふりがな 口座名義：
添 付 書 類	・様式第8号 資金収支計画書 ・専用口座の預金通帳の写し

資金収支計画書

実施項目	実施時期（年 月）

1 収入の部

(単位:円)

		金額	備考
自己資金			
借入金			
補助金	調査前概算払額		今回支払希望額と一致すること
	上記以外		
	小計		
その他			
合計			補助事業に要する経費の合計と一致すること

2 支出の部

(単位:円)

経費区分	内容 (名称、単価、数量を記載)	補助事業に 要する経費	補助対象 経費	支払予定時期 (年 月)
〇〇〇費				
〇〇〇費				
その他の 経費	〇〇〇費			
	〇〇〇費			
合計				

(注) 交付決定を受けた様式第2号の補助金収支予算書に沿って記載すること。

年 月 日

鳥取県知事

様

住所

企業・団体名

代表者職氏名

印

年度鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金の支払に係る申出書

年 月 日付第 号による交付決定に係る鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金の支払について、鳥取県補助金等交付規則第20条第1項の規定により、下記のとおり申し上げます。

記

（単位：円）

補助事業等の名称	
交付決定額	
支払時期・支払額の変更希望内容又は支払停止希望額	
支払時期・支払額を変更又は支払停止を希望する理由	
添付書類	資金計画書

年 月 日

鳥取県知事 様

住所
企業・団体名
代表者職氏名

印

取得財産処分承認申請書

年度鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金により取得し又は効用の増加した財産を処分するため、鳥取県中小企業調査・研究開発支援補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり申請します。

記

品目及び取得年月日	
取得価格及び時価	
処 分 の 内 容	